

# 現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務手数料規程

日本タリアセン株式会社

## (目的)

第1条 この規程は、別に定める現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務規程(以下「業務規程」という。)並びに現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務約款(以下「業務約款」という。)に基づき、日本タリアセン株式会社(以下「JTC」という。)が実施する現金取得者向けの新築住宅取得に係る給付要件の基準への適合に係る審査(以下「適合審査」という。)に係る業務手数料(以下「適合審査手数料」という。)について、必要な事項を定める。

## (適合審査手数料)

第2条 業務規程第13条に規定する適合審査手数料は、別表に掲げるとおりとする。

## (適合審査手数料の収納方法)

第3条 依頼者等は、適合審査手数料を業務約款第5条に規定する手数料の支払方法により納入する。

2. 前項の納入に要する費用は依頼者等の負担とする。

## (適合審査手数料を減額するための要件)

第4条 JTC は、適合審査を効率的にできる場合等、合理的な理由がある場合は、適合審査手数料を減額することができるものとする。

## (適合審査手数料を増額するための要件)

第5条 JTC は、適合審査に要する時間が想定している時間を越えるものとしてJTC が判断した場合等、合理的な理由がある場合、適合審査手数料を増額することができる。

## (別途手数料)

第6条 JTC が、現金取得者向け新築対象住宅証明書を再発行する場合の手数料の額は、一通(共同住宅等の場合は、一住戸)につき5,000円とする。

## (附則)

この規程は、令和元年 12 月 10 日より施行する。

令和元年 12 月 10 日 制定

別表

現金取得者向けの新築住宅取得に係る給付要件の基準への適合に係る適合審査業務手数料

■一戸建ての住宅

(税抜き金額、単位：円)

項目	基準	併願申請	単独申請
省エネルギー性	断熱等性能等級4	6,000	32,000
	一次エネルギー消費量等級4以上		42,000
耐久性・可変性	劣化対策等級3 かつ 維持管理対策等級2以上		28,000
耐震性	耐震等級2以上(構造躯体の倒壊等防止) 免振建築物 ※		40,000
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3以上		30,000

※ 免震建築物は別途見積とする。

■共同住宅等

(税抜き金額、単位：円)

項目	基準	併願申請	単独申請
省エネルギー性	断熱性能等級4	6,000/戸	40,000/戸
	一次エネルギー消費量等級4以上		48,000/戸
耐久性・可変性	劣化対策等級3 かつ 維持管理対策等級2以上(専用部分・共用部分) かつ 更新対策 (躯体天井高の確保(2.5m以上)及び間取り変更 の障害となる壁または柱がないこと)		38,000/戸
耐震性 ※	耐震等級2以上(構造躯体の倒壊等防止) 免振建築物		別途見積
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3以上 (専用部分・共用部分)		48,000/戸

※ 耐震性の単独申請の場合は別途見積とする。

■注意事項

併願申請は、同一住宅の住宅性能評価等の申請を JTC へ併願する場合に適用する。

併用住宅等は、一戸建ての住宅の手数料を適用する。

長屋及び重ね建住宅等は、共同住宅等の手数料を適用する。

変更依頼手数料は、当初の依頼で適用された手数料に 2 分の 1 の額とする。